

【別紙2】地域説明会における質疑応答

分類	区分	意見	回答
懸念・課題	使途の納得感	税を負担するのは観光客であるのに、使い道を決めるのは町内の会議のみとなっている。観光客自身の「こうしてほしい」という意見を吸い上げる場がないのではないか。	観光客の方々が求めていることや、魅力に思ふことを把握し、まちづくりに取り入れていくことが重要ですが、それらの需要は、事業者の皆様を介して集約され、宿泊税を活用したまちづくりに反映されていくものと考えています。 宿泊税の制度は数年ごとに見直しを行う仕組みとするため、運営していく中で、集約された意見を反映させていくことになります。
		一般財源と宿泊税の「使途の切り分け」はどう行うのか。例えば、防災マニュアルの策定などは本来一般財源で行うべきことではないか。	住民のための事業は一般財源で行うべきものですが、観光の町として住民の枠を超えて対応しなければならない部分(観光客向けの防災対応など)については、宿泊税の充当対象になり得ると考えています。基準については、今後の委員会で議論していきます。
		使途に関するアンケートを取るとしているが、使い道が決まっていないのにお金を集める(宿泊税を導入する)というのは順序が逆なのではないか。本来は『これが必要だから、これだけのお金を集めさせてください』と提示するのが筋であり、集めてからアンケートで使い道を決めるやり方には納得しがたい。まずは『これとこれに投資すれば必ず町にとってプラスになる』という明確な使い道(戦略)を提示するべきであり、それがないままでは、単なる一般財源の増加として捉えられない。また、宿泊税を導入することによって達成すべき指標も示されるべきである。	宿泊税は、湯沢町観光振興計画を実現するための財源として必要であるために導入を検討しています。 その湯沢町観光振興計画は、湯沢町が観光の町として発展していくために必要なものを網羅的に示す内容となっていますが、宿泊税を導入した場合に、計画のうち何を優先的に実現すべきかということを実体化していくためにアンケートを実施します。 宿泊税を活用して達成すべき指標は、湯沢町観光振興計画が掲げる各種指標となると考えております。
	県税との調整	広域連携と、県・町の役割分担の整理が必要。インバウンドなどの広域観光を考える場合、観光客は湯沢町だけでなく周辺市町村にも周遊する。県が広域のインフラを担い、町が町内を担うといった役割分担もあり、それらを整理した上で税を考えるべき。県が導入を検討しているから町が急ぐというのは理由にならない。県と一体となって税のあり方を考えるべきである。	県をはじめとした広域連携については、財源のあり方も含め、常に連携を図っていくべきものであると認識しております。現在は、湯沢町において湯沢町の観光まちづくりのために必要な財源として宿泊税を検討しているところですが、広域連携を踏まえた適切な財源のあり方については、今後も継続的に検討していく必要があると考えております。
		新潟県も宿泊税を導入した場合、お客さんへの二重課税になるのではないか。後から県が課税してきて負担が倍増し、二重に網を被せられるような事態にならないよう、町として努力することを約束してほしい。	もし、今後県も宿泊税を導入するとなれば、県と町の間で調整が必要になりますが、町が先行して湯沢町にふさわしい制度を整えることができれば、それを前提に県と調整することができるようになります。その際には、お客様や事業者の負担が重くなりすぎない制度となるよう、しっかりと県と交渉していく必要があると考えています。

【別紙2】地域説明会における質疑応答

分類	区分	意見	回答
	公平な課税・違反者対応	事業者が正しく申告・納付しているかの確認はどのように行うのか。	原則として申告税であるため、事業者からの申告に基づく運用となります。しかし、町は各地域のおおよその宿泊者数を把握しているため、実際の宿泊者数と大きく乖離する申告が上がってきた場合には、誤りがないか確認させていただくことは考えられます。
		申告納税となる場合、無申告などを防ぎ100%正しく納税されるとは考えにくい。公平な徴収を行うための調査・管理の職員体制が町でしっかりと取れるのか？体制が取れず公平性が担保されないのであれば、導入には反対である。	新しい税を導入する上で、公平・公正な徴収体制を取ることは極めて重要であり、今後の導入に向けて、職員体制をどのように確保していくかについても検討を進めていきます。
	宿泊以外の課税検討	日帰り客(スキー客など)が多い湯沢町で、なぜ「宿泊税」として宿泊客からだけ徴収するのか。スキー場のリフト券などから徴収した方が大きな財源になり、冬場の除雪などの行政サービスの負担割合とも合致するのではないか。また、ビジネス客など観光目的ではない宿泊客から観光の財源である宿泊税を徴収することは矛盾しているのではないか。	どのような税制度にするにしても、すべての観光客に過不足なく課税することは難しく、現実的には何かしら課題があります。例えば、スキー場利用者や駐車場利用者などへ課税する場合は、町民も課税の対象となりうるため、観光財源としての適性という点で課題があります。 この点において、宿泊税は、宿泊者と観光客の重なりが非常に大きいことから、観光事業の財源として適正が高いと考えられており、他の地域でも広く受け入れられている実績があります。 また、新たな税制度を導入するにあたっては、そのような課題を整理し、その制度が公平・中立・簡素であるか等の様々な観点を踏まえて制度設計をする必要があります。そのため、総務大臣の同意を取り付け得るだけの制度を構築できるかについては見通しが立てづらく、実現するには多大な時間を要することになります。 この点においても、宿泊税は全国的に制度や手法が確立しているため、現実的に導入可能な観光自主財源として最も適しているものと考えております。 ただし、湯沢町の実情を踏まえると、日帰り客への負担のあり方については並行して検討すべき課題であると認識しており、宿泊税が導入されたとしても公平な税負担に向けて随時見直しを行う必要があると考えております。
		宿泊事業者以外の観光事業者(飲食店、レンタル業など)からも広く徴収するような税の仕組みは考えていないのか。	宿泊に偏らない方法で観光財源を確保することは、今後検討していかなければならない課題だと認識していますが、新たな税の仕組みを作ることは制度設計などの面で課題が多く、現時点では全国で制度が確立している宿泊税が現実的な候補となっています。

【別紙2】地域説明会における質疑応答

分類	区分	意見	回答
	宿泊税導入 自体への懸念	国がインバウンドを誘致しているのに、その誘致の結果として来てくれたお客様に対して税金を課すというのは矛盾しているのではないか。	観光客の方々にとっても、訪れた地域がより魅力的な観光の町となっていくことは望ましいことと考えられ、そのために一定の負担を求めることは、多くの観光客の方々にご理解をいただけるものと考えております。 また、欧米など外国では、観光財源として宿泊税が課税されることは一般的になっており、インバウンド旅行者にとっても抵抗感は比較的小さいものと考えられます。 今後も湯沢町が国際的に選ばれる魅力ある地域であり続けるために、また宿泊税を導入している他の地域との競争力を保ち続けていくためにも、宿泊税は必要な財源になると考えております。
		宿泊税は、観光財源というより「これ以上客に来てほしくない」という罰金(オーバーツーリズム対策)の意図合いで入れるのではないか。	宿泊客を抑制するような罰金的な目的は全くありません。むしろより多くの方に来ていただき、満足していただく環境を作るための財源です。
	スケジュール	事業者の意見は今後のプロセスでどのように反映されるのか。	今回の説明会でも意見を伺うとともに、アンケート結果を踏まえて検討を行います。 また、そこで捕捉しきれない意見についても、宿泊税導入検討委員会に各地区から参加していただいている委員を通じて、各地区の事業者の声を集約し、委員会での検討内容を展開しながら議論を進めていきます。具体的な制度の骨子ができた段階で、皆様に改めて説明する機会を設ける予定です。
		導入の可否や制度(定額か定率かなど)は、いつ・どのタイミングで最終決定されるのか。可決されるのであれば、クレジット決済やOTA(オンライン旅行予約サイト)のシステム対応が必要になるため、早めに決めてもらわないと困る。	今年度中の条例制定を目指して、検討委員会で準備を進めているところです。制度が固まり次第、具体的にどのように徴収するか等を改めて説明する場を設ける予定です。また、徴収開始前にはシステム対応等のための必要な準備期間を設けます。
	入湯税に対する意見	宿泊税と入湯税の両方をお客さんから二重で取るとなると、お客さんに不満が出るのではないか。入湯税はそのまま続ける方針なのか、	入湯税と宿泊税は、入湯行為と宿泊行為とで課税対象が異なるため、制度上は「二重課税」ではないという整理になります。しかし、その両方の税の課税対象となる方が二重の負担と感ずることが無いよう、それぞれの税について使途を明確に区別し、お客様にご理解いただけるよう整理していきます。
制度設計	税率・税額	免税点(一定金額未満の宿泊には課税しない仕組み)を設けないという案が出ており、その理由として、宿泊者が受ける行政サービスは宿泊料金による差異が生じないためということが挙げられているが、そうであれば、定率制や段階的定額制ではなく、誰からも一律に徴収する「定額制」の方が公平であり馴染むのではないか。	定額制が馴染むかどうかも含めて、様々な観点から今後の検討委員会で議論をしていきます。